

# 令和 8 年第 1 回守山市農業委員会総会議事録

第 1 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和 8 年 1 月 9 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

## 1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

### 議第 1 号～議第 4 号

- 議第 1 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等  
促進計画案に対して、意見を求めることについて
- 議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、  
許可をすることについて
- 議第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、  
許可をすることについて
- 議第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、

## 許可をすることについて

### 報告第1号～報告第4号

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について

報告第4号 競売に参加し農地を取得したことにより、農地法第3条第1項の規定による許可をしたことの報告について

## 2 出席委員

1	今井 清市	2	本城 康吉	3	杉江 和
4	國枝 敏孝	5	木村 喜代子	6	深尾 円
7	大島 常弘	8	村瀬 伸一郎	9	岡本 良一
10	高橋 謙二	11	服部 重信	12	辰市 祐洋
13	西 直幸	14	大崎 恭義	15	九重 智子
16	千代 博	17	今井 誠二	18	西出 登志和
19	寺田 安喜雄	20	西村 明弘	21	宇野 正
22	中島 耕治	23	西村 正秋	25	山本 麻紀代

26 秋山 新治

3 欠席委員

24 番 西村 潔委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 事務局長 武田 雅義

局 員 参事 寺田 篤司

局 員 専門員 柿本 勝幸

局 員 指導員 岡田 裕次

農政課 係長 臼井 薫

農政課 主事 佐々木 仁志

○事務局長

本総会は委員総数 26 名中 25 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 8 年第 1 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和 8 年第 1 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 1 件、報告案件 4 件の合計 8 件でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

続いて、現地確認者は各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

13 番 西 直幸 委員

14 番 大崎 恭義 委員

を指名いたします。

#### ○議 長 （会議規則第 7 条議題の宣言）

それでは議題に入ります。議第 1 号を議題といたします。

書記に議件の朗読をいたさせます。

#### ○書 記

朗読いたします。議第 1 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対して、意見を求めることについて。

以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第1号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (会議規則第9条議案の説明)

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対して、意見を求めることについてでございます。

【農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の内容を説明】

以上で、議第1号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

審議に入る前に、本件については関係者に委員がおられます。つきましては、「農業委員会等に関する法律 第31条（議事参与の制限）に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことから、その議案の関係者である委員には審議に関して退席していただくこととなります。

まずは、新規設定の令和8年3月1日始期日の16番と17番を審議いたします。本件の関係者である、

議席番号●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

(1名の委員 退室)

○議 長

ただいまの、新規設定の16番と17番に対して、質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

よって、本件の議第1号の新規設定の令和8年3月1日始期日の16番と17番は、「意見なし」とすることに決しました。

○議 長

それでは、●● ●●委員

に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議 長

続いて、議第 1 号の新規設定の令和 8 年 3 月 1 日始期日の 29 番から 32 番及び耕作者変更の 2 番を審議いたします。本件の関係者である、

議席番号●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

(1 名の委員 退室)

○議 長

ただいまの、新規設定の 29 番から 32 番及び耕作者変更の 2 番に対して、質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

よって、本件の議第 1 号の新規設定の令和 8 年 3 月 1 日始期日の 29 番から 32 番及び耕作者変更の 2 番は、「意見なし」とすることに決しました。

○議 長

それでは、●● ●●委員

に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議長

続いて、議第1号の新規設定の令和8年3月1日始期日の49番から60番までを審議いたします。本件の関係者である、

議席番号●番 ●● ●●委員

に、退室をお願いします。

(1名の委員 退室)

○議長

ただいまの、新規設定の49番から60番に対して、質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

よって、本件の議第1号の新規設定の令和8年3月1日始期日の49番から60番は、「意見なし」とすることに決しました。

○議 長

それでは、●● ●●委員  
に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議 長

続いて、議第1号の新規設定の令和8年3月1日始期日  
の85番を審議いたします。本件の関係者である、

議席番号●番 ●● ●●委員  
に、退室をお願いします。

(1名の委員 退室)

○議 長

ただいまの、新規設定の85番に対して、質疑を行いま  
す。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。  
本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

よって、本件の議第1号の新規設定の令和8年3月1  
日始期日の85番は、「意見なし」とすることに決しました。

○議 長

それでは、●● ●●委員

に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議 長

続いて、議第1号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案で、委員が関係していない案件を審議いたします。

○議 長

ただいまの、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案で、委員が関係していない案件に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項簡易採決)

ないようでありますので、直ちに採決をいたします。

本件は「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

よって、本件の議第1号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案で、委員が関係していない案件は、「意見なし」とすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長

続いて、議第 2 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議 長

審議に入る前に、本件の 4 番の関係者に委員がおられますので、まず、4 番を除く案件を審議いたします。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 2 号の内、4 番の案件を除く、提案理由のご説明を申し上げます。議案書 11 ページ位置図は PDF の 2 ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、4番の案件を含めて、10件でございます。

### 1番の案件です。(位置図 3/26)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 503 平方メートルの田です。

貸人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

借人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は使用貸借。これは、無償での農地の貸し借りを行うための権利設定ということです。事由は事由欄に記載のとおりで、借人の現在の経営面積は、52.9 アール、通作距離は、0.8 キロメートルです。

### 2番の案件です。(位置図 4/26)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 2,458 平方メートルの田です。

譲渡人は、神戸市〇区〇〇〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町 〇〇

〇〇番地の〇〇 株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役  
〇〇 〇〇さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、2,525.5 アール、通作距離は、0.1 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 5/26)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇番〇 1,186 平方メートルの田です。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、京都市〇〇区〇〇〇〇〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、103.5 アール、通作距離については、実際の生活の本拠地として、草津市〇〇町で生活をしておられるとのことですので、11 キロメートルとなっております。

5 番の案件です。(位置図 7/26)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 773 平方メートルの田です。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

譲受人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳  
です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、74.2 アール、通作距離は、0.4 キロメートルです。

6 番の案件です。(位置図 8~9/26)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番  
2,000 平方メートルの畑です。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳、  
および〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇〇 株  
式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、644 アール、通作距離は、0.6 キロメートルです。

7 番の案件です。(位置図 8~9/26)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番  
2,000 平方メートルの畑です。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇

○歳。譲受人は、株式会社○○○○○○です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。そのほかの詳細については、6番の案件と同様です。

8番の案件です。(位置図 8～9/26)

土地の所在地は、○○町 ○○○○ ○○○○番 38  
平方メートルの畑、および○○○○番○ 962 平方メー  
トルの畑、2筆合計で1,000平方メートルです。

譲渡人は、○○町○○○番地○ ○○ ○○さん ○○  
歳。譲受人は、株式会社○○○○○○です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。

9番の案件です。(位置図 8～9/26)

土地の所在地は、○○町 ○○○○ ○○○○番 487  
平方メートルの畑、○○○○番○ 578 平方メートルの畑、  
および○○○○番○ 235 平方メートルの畑、3筆合計で  
1,300 平方メートルです。

譲渡人は、大阪府和泉市○○町○○○番地の○○ ○○  
○○○○○ ○○○号 ○○ ○○さん ○○歳。譲受人  
は、株式会社○○○○○○です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。

10 番の案件です。(位置図 8～9/26)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇〇番 536  
平方メートルの畑、および〇〇〇〇番〇 464 平方メー  
ルの畑、2筆合計で1,000平方メートルです。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

譲受人は、株式会社〇〇〇〇〇〇〇です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項第1号  
から第6号までの各要件に該当または抵触しませんので、  
許可相当と考えます。

以上で、議第2号の内、4番の案件を除く、提案理由の  
説明を終わります。

## ○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認  
状況を報告いただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

## ○●番 ●● ●●委員

事務局より説明がありました、1番の案件ですが問題は  
ないと判断しました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明がありました、2番の案件ですが、譲渡人は遠方にお住いの方で、今までも他の方に耕作を委託されておりました。今回、譲受人の近くに農地があることから売買をされるということで、圃場に関しても問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明がありました、3番の案件ですが○○会館の東側にあり、譲受人は耕作もされており問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、5番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明がありました、5番の案件ですが譲渡人は営農をされておりません。譲受人は、当該地の東側の田

を所有されており営農もされていることから、特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

続いて、6番から10番の案件を●● ●●委員にお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明がありました、6番から10番の案件ですが、○○○○の○○○○で一般の農地とは別の扱いということもあり、早くから○○○○○○が集積をされており、上手く利用してもらっていると考えております。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の4番を除く案件については、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件の4番を除く案件は、許可相当とすることに決しました。

○議長

続いて、本件の4番を審議いたしますが、本件については関係者に委員がおられますので、「農業委員会等に関する法律 第31条(議事参与の制限)」により、議案の関係者である委員に退席していただくこととなります。

したがって、本件の関係者である、

議席番号●番 ●● ●●委員、

に退室を求めます。

(1名の委員 退室)

○議長

事務局より本件の4番の提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

それでは、議第2号、4番の案件の提案理由をご説明申し上げます。(位置図 6/26)

土地の所在地は、○○町 ○○ ○○○○番 2,590平方メートルの田、および○○町 ○○○ ○○○○番

2,540 平方メートルの田、2 筆合計で 5,130 平方メートルです。

譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりで、譲受人の現在の経営面積は、3,559.8 アール、通作距離は、2.2 キロメートルです。

この案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までの各要件に該当または抵触しませんので、許可相当と考えます。

以上で、議第 2 号、4 番の提案理由の説明を終わります。

#### ○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の確認状況の報告を●●●●委員にお願いします。

#### ○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、4 番については、譲渡人の労働力不足もあり譲受人に売買の相談があり、特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

#### ○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の4番は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件の4番は、許可相当とすることに決しました。

○議 長

それでは、●● ●●委員  
に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第3号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 3 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は 14 ページ、位置図は 10 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 1 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 10～12/26)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 178 平方メートルの田、同じく〇〇〇〇番〇 299 平方メートルの田、2 筆合計で 477 平方メートルです。申請人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。転用の事由は、貸駐車場ということで、申請地周辺の事業所や住民が利用される需要があるとのことで 16 台の月極駐車場

を計画されています。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に2以上の公共施設（〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇）があることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第3号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員であります

●● ●●委員から、確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

ただいま説明がありました案件は駐車場ということで、旧〇〇〇〇〇の跡地に障害者施設がありますが、その関係者が主に利用されるということで問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足すること

はございませんか。

○当番委員（●● ●●委員）

ただいま説明がありました案件については、事務局の説明のとおり特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

（会議規則第10条発言） 「なし」の声あり

○議 長 （会議規則第17条第2項 簡易採決）

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（会議規則第10条発言） 「異議なし」の声あり

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長 （会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第4号を議題といたします。書記に議件の朗読

をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第4号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第4号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は15ページ、位置図は13ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は2件でございます。

1番の案件です。(位置図 14~15/26)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 197平方メートルの田、同じく〇〇〇番〇 57平方メートルの田、2筆合計254平方メートルです。譲渡人は、〇〇町〇〇〇番地〇〇 〇〇さん 〇〇歳、譲受人は、〇〇町〇〇〇番地〇〇 〇〇さん 〇〇歳、〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。



りで、契約内容は売買。転用の事由は専用住宅の建築です。

備考欄に記載のとおり、申請地は、〇〇町地区地区計画区域内であり、住宅の建築が可能であることから、一戸建て住宅の建築を計画されています。なお、開発許可に該当する案件です。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第4号の提案理由の説明を終わります。

## ○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

## ○●番 ●● ●●委員

ただいま説明がありました、1番は、〇〇町の白地の農地ですが、特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

## ○議長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

ただいま説明がありました、2番の案件は周辺農地等への影響もなく、特に問題はないと考えます。

ご審議の程よろしく願います。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか。

○当番委員 (●● ●●委員)

ただいま説明がありました、1番と2番の案件については、事務局の説明のとおり特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしく願います。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「あり」の声あり

○●番 ●● ●●委員

2番の案件ですが、当該農地は令和7年5月に農地所有適格法人ということで、売買で取得されています。以前にも同様の事例があり制度上はどうにもできないとは思

ますが、基本的に地区計画区域は、開発をする目的で定められていると思うのですが、そこへ農地所有適格法人が農業を継続するという事で農地を買いに来ることは、問題があるのではと思います。

私見ですが、安く土地を取得し高く売るといふ不動産業者のような扱いに思えます。農地法第3条申請の段階でも農地を継続して利用するとあれば、ダメとは言えないとは思いますが、こうしたことが今後もあり得ますので、市として農業委員会としてどのように対処していくか基本的な考え方を整理していく必要があると思ひ意見をさせていただきました。

なお、当該地の面積が232㎡ですが、5月では238㎡とあり6㎡の誤差があります。

## ○事務局

ただいまの2番の○○○○○○○○○○さんの売買の件については、昨年5月の総会において、農地所有適格法人であり耕作をするということで農地法第3条の許可をされたものです。昨年5月に取得されたその農地を転用されるとの話があり、取得からの期間が短いことと、耕作状況が不明であることから、事務局としても慎重に審査すべきと認識しておりまして、●●委員がおっしゃられたよう

な懸念もあり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から経過についての書面をもらっておりますので、その内容を読ませていただいでよろしいでしょうか。

## ○議 長

どうぞ。

## ○事務局

守山市〇〇町 字〇〇〇 〇〇〇番〇の経緯について  
「当該地は、〇〇 〇〇氏が相続で取得され、しばらくは畑地として利用されていきました。しかしながら〇〇 〇〇氏は市外にお住まいで高齢の為、徐々に耕作面積が減少し耕作放棄地となっていきました。令和4年頃には完全に耕作放棄地となり、畑地としての利用はされなくなっていました。管理ができなくなっている本人の申出により、〇〇〇〇〇〇〇〇〇が近隣の農地所有適格法人であることから耕作を再開させる目的で、農地法第3条許可にて〇〇〇〇氏より購入し、令和7年5月23日に所有権移転登記をしました。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、農地としての利用を再開すべく、令和7年7月に障害となる樹木の抜去と天地返しによる表層土・深層土の入れ替えを行ったところ、粘土質で異物も多く、おおよそ耕作には適しない土壤であることが判明しました。今後の土地利用について、農地とし



この度の案件は、あくまでも譲受人の事業計画等についての審議をお願いするものですので、よろしくお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

理屈については、理解できます。ただ、昨年8月に2年前に取得した農地を転用したことがあり、その時にも色々な意見がでました。今回また同様の事例ということで、書類上どうしようもないこともわかりますが、本当にそれでいいのかと思います。

また、市が定めている地区計画区域内で、農地を継続して利用するという中で、農地所有適格法人が取得することが、いいのでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

難しい話ではありますが、農地の売買だけに限らず街づくりにおいては、そこに住んでいる住民・地権者の問題もあります。農地所有適格法人への指導も大事ではあるが、売り手側も簡単に農地を売るのではなく、地域で農地を守っていくという雰囲気作りも大事ではないかと思います。

○●番 ●● ●●委員

農地法第3条での取得の審査の段階で、農地所有適格法人の経営状況や農地所有適格法人として農地を取得して

いいか、将来的にもその農地を農地として利用することを担保させるなどしないといけないと思います。

○●番 ●● ●●委員

面積について確認したいのですが。

○事務局

面積の相違については、先の農地法第3条許可以降に、登記面積が「錯誤」という名目で修正されたことから、232㎡となったものです。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「なし」の声あり

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

ないようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声あり

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長

次に、報告事項に入ります。

報告第1号から第4号までを、一括して書記に報告いたさせます。

## ○書 記

報告いたします。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について

6件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

10件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知について

38件の通知です。内容については記載の通りです。

報告第4号 競売に参加し農地を取得したことにより、農地法第3条第1項の規定による許可をしたことの報告について

1件の報告です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議 長

ご苦勞様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか。

===== 「なし」の声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 10 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 8 年 1 月 29 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

13番 西 直幸 委員

14番 大崎 恭義 委員